

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】

県内中小企業等を対象として、新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた事業者による新たな取組に必要な経費の支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金	
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年 6月21日(月)～8月31日(火)まで (2) 郵送申請 令和3年 6月21日(月)～8月24日(火)まで(消印有効)
対象者	滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま
対象事業	①人材育成・確保、②働き方改革、③販路開拓、④デジタルトランスフォーメーション、⑤CO ₂ ネットゼロ、⑥感染症対策 (交付決定後から12月31日(金)までの取組が対象)
補助限度額	50万円 (下限 10万円)
補助率	2/3 以内 ただし、2021年5月、6月、7月のいずれかの売上が2019年または2020年同月比50%以上減少している事業者は、3/4 以内

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】との重複申請はできません。

<参考:対象となる業種>

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助対象経費

事業費	謝金、旅費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、備品購入費、試作費、受講料、借損料、出展料、委託料、対面での感染症対策用資機材等
-----	---

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。